

平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(法人名:独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
業務車両の賃貸借(プリウス)	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	株式会社琉球リース 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号	契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	1,184,400	-	0	前年度まで契約していたリース契約の再リース契約のため	平成22年度	
財務会計業務に関するコンサルタント業務(平成21年度分)	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	2,100,000	-	0	単年度契約の更新による複数年度(6ヶ月)契約を前提にしているため	平成22年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成21年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成22年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成22年度)を記載すること。

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(法人名:独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
H21年度沖縄科学技術・研究交流センター-賃貸借	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	財団法人 沖縄科学技術振興センター 沖縄県那覇市旭町1番地	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	48,181,124	-	0	研究実施場所の賃貸借契約であり、当該賃貸借物件でなければ研究目的を達成できないため	5	
H21年度沖縄県健康バイオテクノロジーセンター-賃貸借	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	沖縄県 新産業振興課 沖縄県うるま市州崎12-22	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	7,115,285	-	0	研究実施場所の賃貸借契約であり、当該賃貸借物件でなければ研究目的を達成できないため	5	
H21年度沖縄県健康バイオテクノロジーセンター-研究室賃貸借	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	沖縄県 新産業振興課 沖縄県うるま市州崎12-22	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	9,576,000	-	0	研究実施場所の賃貸借契約であり、当該賃貸借物件でなければ研究目的を達成できないため	5	
H21年度沖縄県工業技術センター-賃貸借	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	沖縄県 工業技術センター 沖縄県うるま市州崎12-2	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	26,995,558	-	0	研究実施場所の賃貸借契約であり、当該賃貸借物件でなければ研究目的を達成できないため	5	
図書(電子ジャーナル:エルゼビア ScienceDirect)	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	Elsevier B.V. 1043NX Amsterdam, Netherlands	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	26,785,093	-	0	当該電子書籍はオランダ・エルゼビア・ビー・ブイ社のみから提供されているため	10	
研究交流センター 電気料4月	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年4月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	-	2,993,979	-	0	当該地域で唯一の供給者であるため	8	
研究交流センター 電気料5月	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年5月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	-	3,491,555	-	0	当該地域で唯一の供給者であるため	8	
研究交流センター 電気料6月	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年6月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	-	4,135,841	-	0	当該地域で唯一の供給者であるため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
研究交流センター 電気料7月	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年7月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	-	5,330,192	-	0	当該地域で唯一の供給者であるため	8	
研究交流センター 電気料8月	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年8月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	-	5,257,363	-	0	当該地域で唯一の供給者であるため	8	
研究交流センター 電気料9月	(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構 理事長 シドニー・ブレナー 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7542	平成21年9月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	会計規定第17条 契約事務取扱規則第31条第1項第1号	-	4,580,693	-	0	当該地域で唯一の供給者であるため	8	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	1
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	2
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	3
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	4
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	5
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	6
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	7
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	8
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	9
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	10
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	11
<p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	12